

退職給付制度間の移行等に関する会計処理の解説

1. 概要	1
2. 適用の範囲	
①退職給付制度の終了	2
②退職給付債務の増額または減額（過去勤務費用）	3
3. 会計処理	
①認識・測定の時点	4
②退職給付制度の終了	5
③退職給付債務の増額または減額（過去勤務費用）	6
4. ケーススタディ	
①確定拠出年金制度への移行	
a. 確定給付型の企業年金制度から過去分も含めて移行する場合	7
b. 退職一時金制度から過去分も含めて移行する場合	8
c. 将来分から移行する場合	9
②確定給付型の退職給付制度間の移行	
a. 支払等を伴う場合	10
b. 支払等を伴わない場合	11
③大量退職の会計処理	12
④リスク分担型企业年金への移行	13
a. 特別掛金が設定されていない場合	14
b. 特別掛金が設定されている場合	15

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社
団体年金コンサルティング室

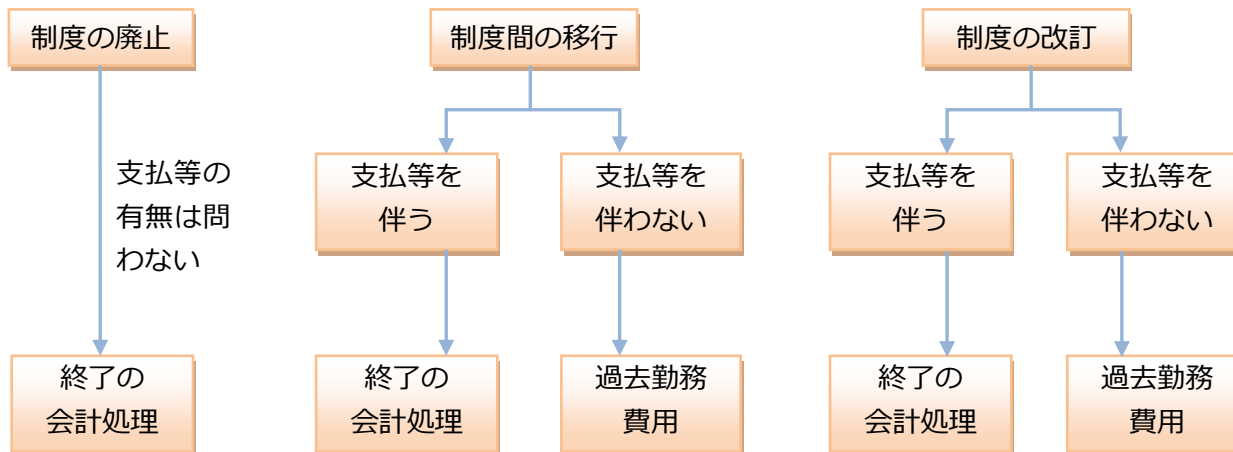
1. 概要

企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（以下、適用指針）では、退職給付制度（注1）間の移行または退職給付制度の改訂等によって退職給付債務が増加または減少した場合の会計処理を定めている。制度間の移行や改訂は、次の3つのパターンに分類することができる

1. 退職給付制度を廃止する場合
2. 退職給付制度間の移行または制度の改訂により、退職給付債務がその減少相当分の支払等（注2）を伴って減少する場合
3. 退職給付制度間の移行または制度の改訂により、支払等を伴わずに退職給付債務が増加または減少する場合

適用指針では、上記の1または2に該当するときは、退職給付制度の終了に該当し、終了の会計処理を行なうとされ、3に該当するときは、退職給付債務の変動部分は過去勤務費用に該当することが示されている

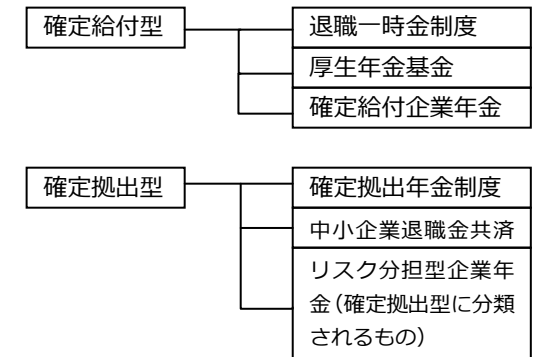
【会計処理のフローチャート】



※適用指針以外の退職給付に関する主な会計基準等は、次のとおり

- ・企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」
- ・実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」
- ・実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」

（注1）適用指針は、移行前の制度や、改訂が行なわれる制度が確定給付型の退職給付制度である場合に適用される。代表的な退職給付制度を確定給付型と確定拠出型に分類すると、以下のとおりとなる

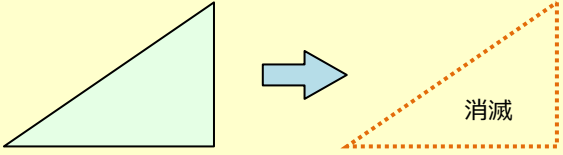
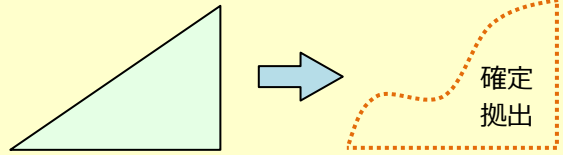
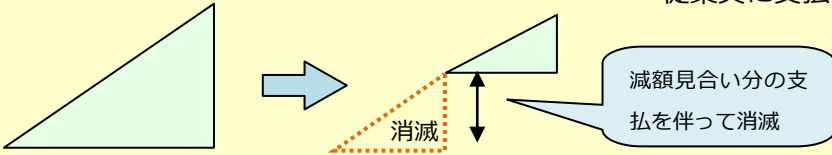
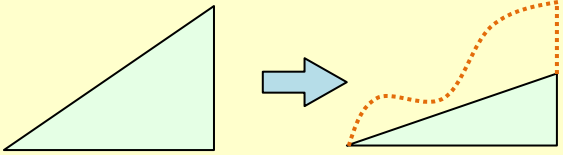


（注2）支払等には、以下のものが該当する

- ・年金資産からの支給または分配
- ・事業主からの支払または現金拠出額の確定
- ・確定拠出型の退職給付制度への資産の移換

2. 適用の範囲：①退職給付制度の終了

次のようなケースについて、退職給付制度の終了時点で終了の会計処理を行なう

全 部 終 了	退職給付制度の廃止（注1）	【該当例】
		- 退職金規程の廃止 - 厚生年金基金の解散 - 確定給付企業年金の終了（解散）
	確定拠出型の退職給付制度へ全部移行（注2）	- 退職一時金制度をすべて確定拠出年金制度に移行 - 確定給付企業年金を終了（解散）し、年金資産を確定拠出年金制度に移換 - 確定給付企業年金の規約変更を行ない、確定拠出型に分類されるリスク負担型企業年金に移行
		
一 部 終 了	支払等を伴って確定給付型の退職給付制度へ移行	退職一時金制度を減額し、減額見合い分を従業員に支払
		
一 部 終 了	確定拠出型の退職給付制度へ一部移行（注3）	退職一時金制度の給付減額、または確定給付企業年金の給付減額を行ない、減額見合い分を確定拠出年金制度へ移換
		

※大量退職があった場合にも、制度の終了に準じるものとし、終了の会計処理を行なう（注4）

（注1）退職一時金制度を廃止し、廃止による退職金の支払を分割して行なう場合も制度の終了に該当する。ただし、過去勤務に係る部分を退職時に支払う場合には制度の終了に該当せず、過去勤務費用として取扱う

確定給付型の年金制度を廃止し閉鎖型年金に移行するケースで、事業主が追加拠出を行なう必要がほとんどないと認められる場合には全部終了とみなす

（注2）確定拠出型の退職給付制度は、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じないため、退職給付債務を認識しない。会計上は要拠出額を費用処理し、確定拠出制度として注記する取扱いとなる

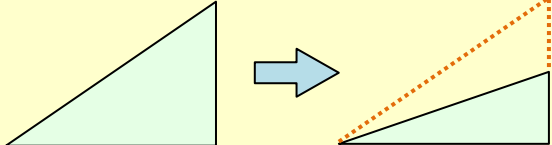
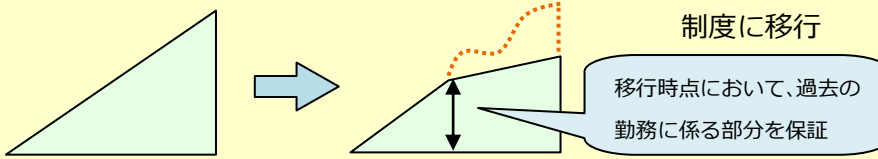
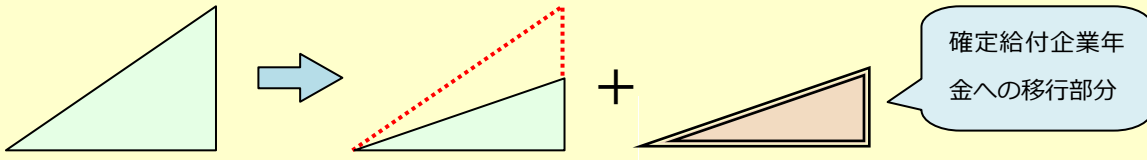
（注3）退職一時金制度から移行する場合、資産を分割して移換することとなるが、退職給付制度の終了に該当する時期は、実際に分割して移換した時点ではなく、移換額が確定した時点である

（注4）大量退職に該当するかどうかの判断は、個別企業の実態に応じて行なわれるべきとされる

適用指針では、上記のとおり一律の判断基準を示すことは困難としつつも、従業員が退職することにより概ね半年以内に30%程度の退職給付債務が減少する場合には、大量退職に該当することが多いとしている

2. 適用の範囲：②退職給付債務の増額または減額（過去勤務費用）

次のようなケースについては、退職給付制度の終了とはみなさず、過去勤務費用として処理

支払等を伴わない移行または改訂	退職給付制度の給付設計の変更（注1）	【該当例】
		・給与比例制からポイント制への変更 ・給与（ポイント）体系、支給率、定年年齢の変更
	将来の勤務に係る部分を減額し、将来部分を確定拠出型の退職給付制度に移行（注2）	・退職一時金制度や確定給付企業年金において、将来の勤務に係る給付の全部または一部を減額し、減額見合い分を確定拠出年金制度に移行
		移行時点において、過去の勤務に係る部分を保証
	他の確定給付型の退職給付制度に移行（注3）	・退職一時金制度の全部または一部を確定給付企業年金に移行
		確定給付企業年金への移行部分

（注1）給付水準を大幅に引き下げる制度改訂であっても、終了の会計処理は適用せず、過去勤務費用として取扱う

ただし、大規模な経営改善計画の一環として行なわれる場合であって、当該経営改善計画の実施による他の損益を一時に計上する場合には、終了の会計処理を行なうことが可能

（注2）過去の勤務に係る部分の給付は変わらないものの、期間定額基準を採用している場合には、退職給付債務が変動することになる

なお、給付算定式基準を採用している場合には、当該移行による退職給付債務の変動が生じない場合がある

また、新入社員から確定拠出年金制度へ移行するようなケースにおいては、そもそも退職給付制度間の移行とはみなさない

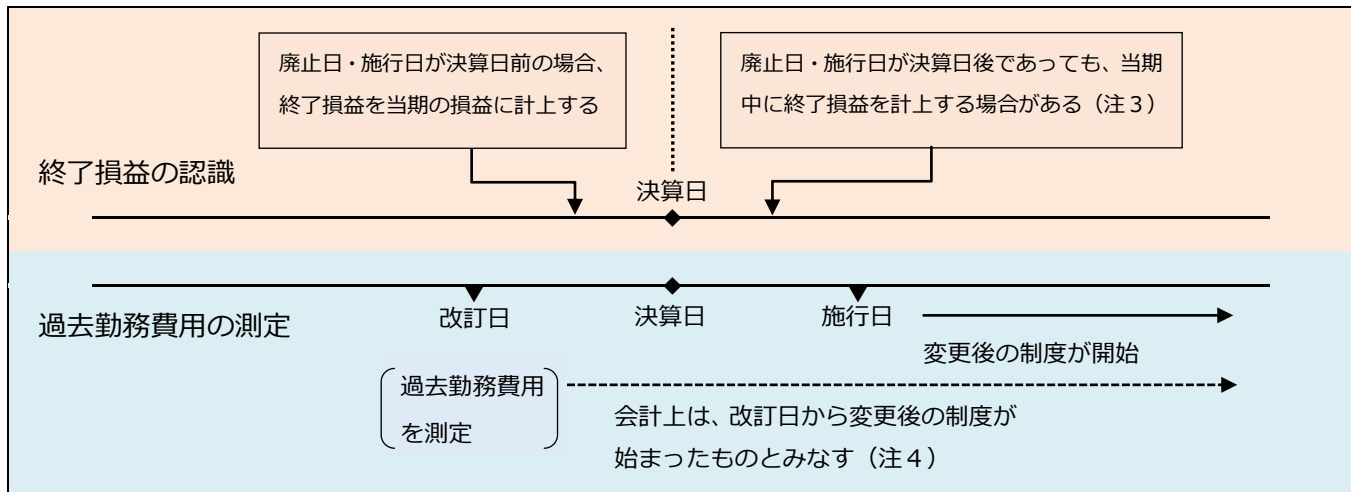
（注3）原則として移行前後の制度を一体のものとし、移行前の退職給付制度については退職給付制度の終了には含めない（ただし、移行前の制度が移行後の制度に名目的にしか引継がれていない場合を除く）

3. 会計処理：①認識・測定の時点

終了損益の認識および過去勤務費用の測定時点は以下のとおりとなる

終了損益の認識時点	
【制度変更の種類】	【認識時点】
退職給付制度の廃止	廃止日：退職金規程が廃止される日、確定給付企業年金が終了（解散）する日
支払等を伴う制度の移行または改訂	施行日：改訂された規程等が施行される日
大量退職	支払等の額が合理的に算定される時点（注1）
過去勤務費用の測定時点	
支払等を伴わない制度の移行または改訂	改訂日：労使の合意の結果、規程や規約の変更が決定され周知された日（注2）

認識・測定時点のイメージ



（注1）大量退職による終了の会計処理を行なう時点は、大量退職となるような計画が具体的に実行されたという事実（例えば、大量退職の計画に基づき、従業員が署名した退職届を企業が正式に受領したとき）に基づいて、支払等の額が合理的に算定できる時点にて行なうものと考えられる

（注2）改訂日は、施行日と異なる場合がある

（注3）廃止日または施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改訂日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上する必要がある

（注4）当期中に改訂日が到来する場合には、施行日が翌期であっても、改訂後の制度に基づいて期末の退職給付債務を計算する

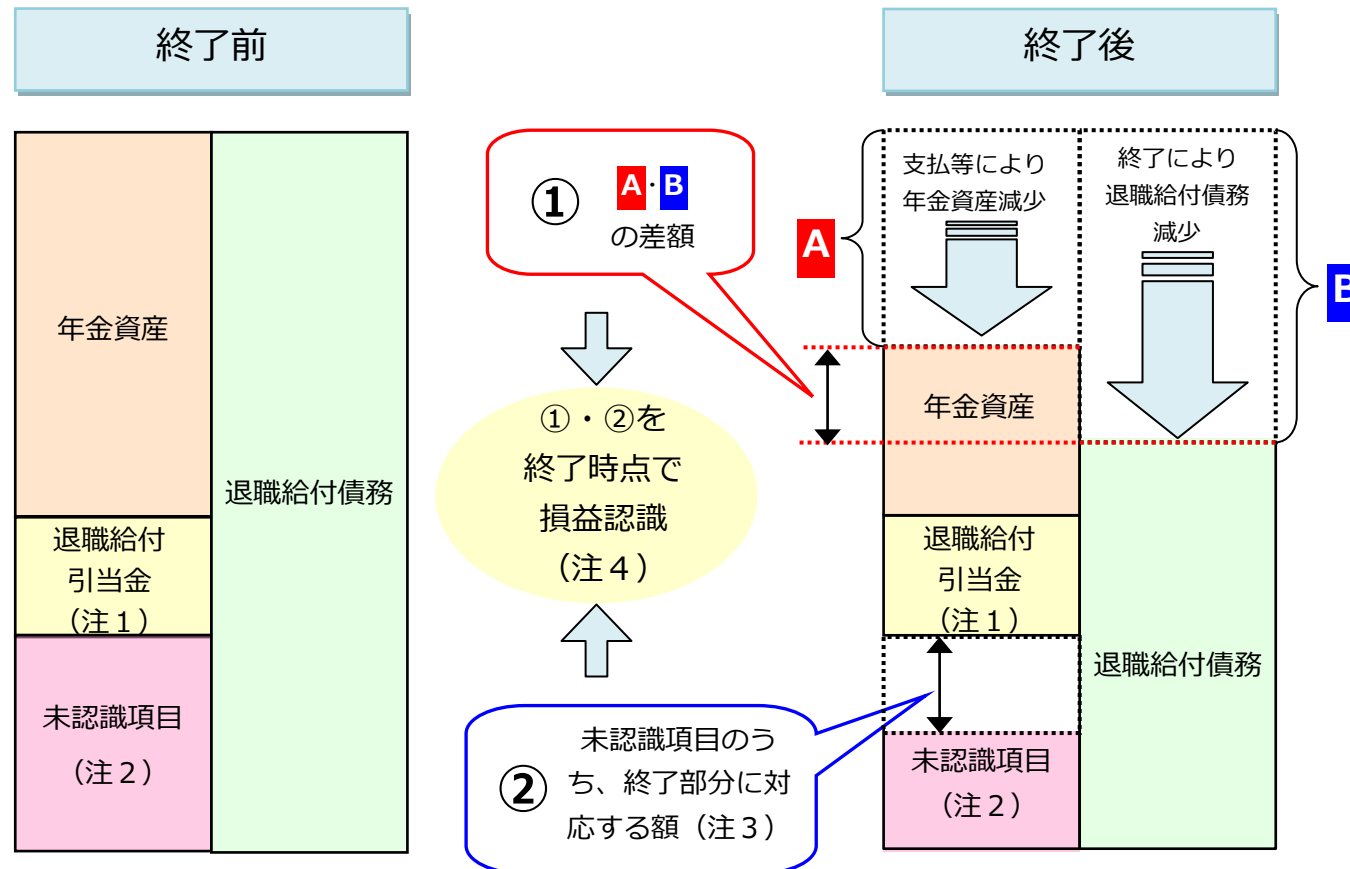
3. 会計処理：②退職給付制度の終了

終了損益を認識する時点で、以下の金額を把握する

- ① 終了した部分に係る退職給付債務の額と、その減少分相当額の支払等の額との差額
- ② 未認識項目のうち、終了部分に対応する額

①および②について
損益認識
【特別損益に純額表示】

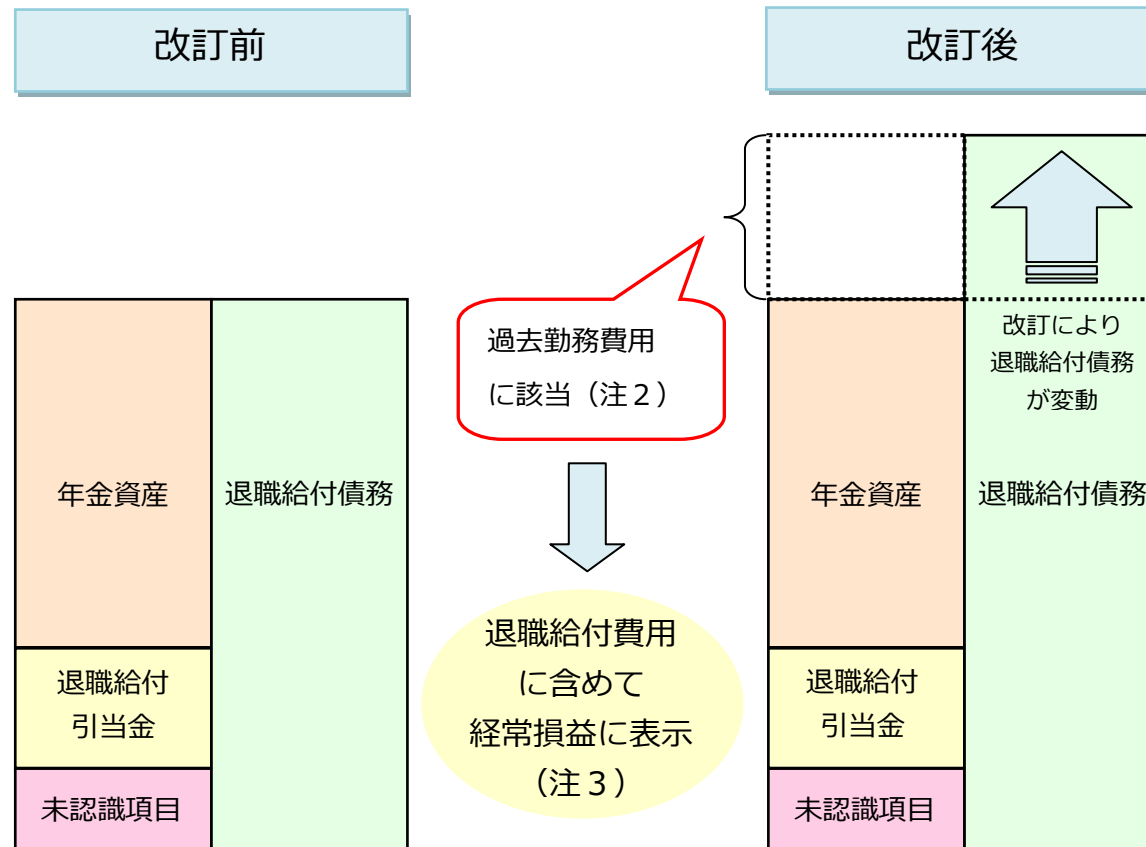
●終了の会計処理のイメージ図



3. 会計処理：③退職給付債務の増額または減額（過去勤務費用）

- ・測定時点（改訂日）において、改訂前後の退職給付債務を計算（注1）
- ・その差額が過去勤務費用に該当する

●過去勤務費用の測定のイメージ図



（注1）改訂日において、改訂後の規程等の施行日が到来していない場合であっても、改訂日において規程等が改訂されたものとして退職給付債務を計算する

（注2）過去勤務費用は、原則として、各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する

過去勤務費用と数理計算上の差異は発生原因または発生頻度が相違するため、費用処理年数はそれぞれ別個に設定することができる

（注3）過去勤務費用を発生時に全額費用処理している場合において、その金額が重要である場合には、特別損益として計上することができる

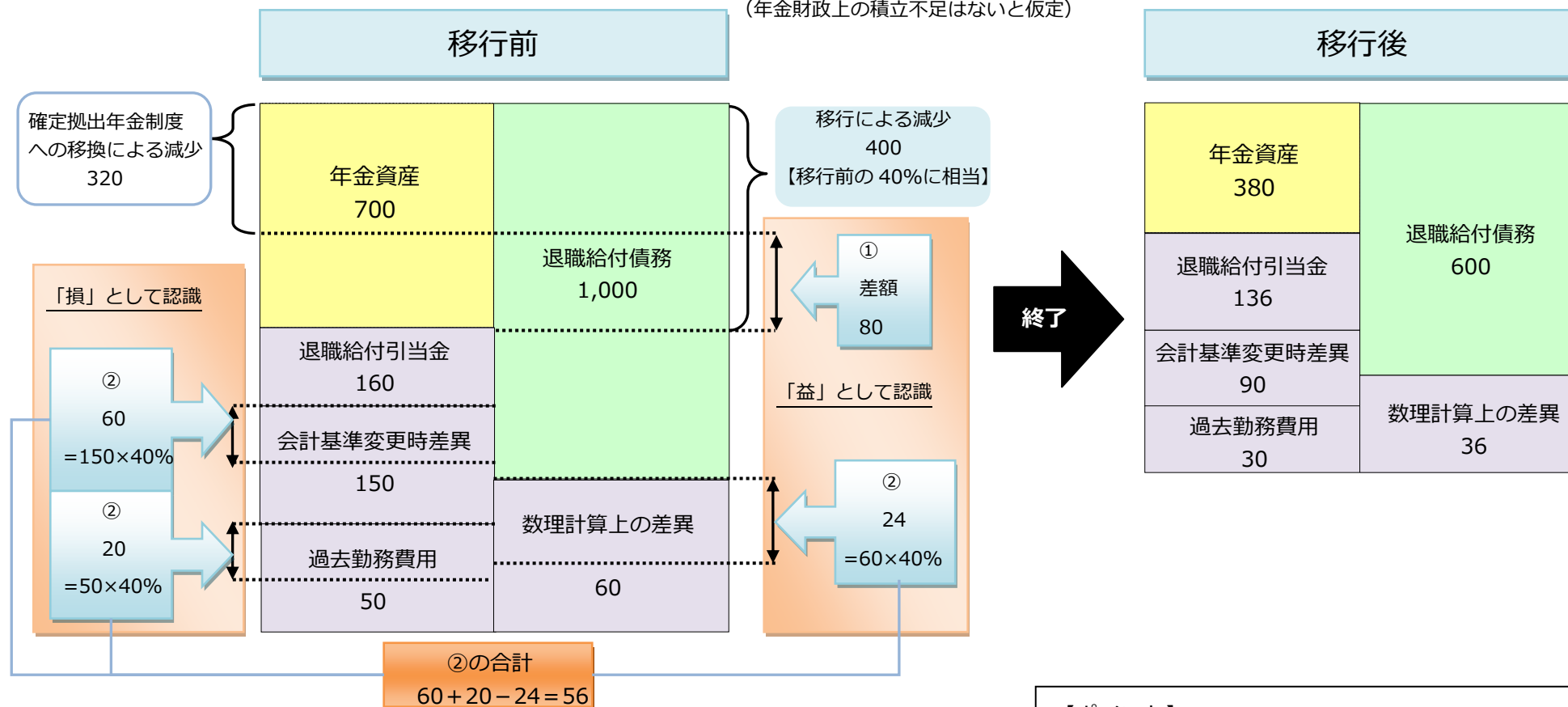
4. ケーススタディ：①確定拠出年金制度への移行

a. 確定給付型の企業年金制度から過去分も含めて移行する場合

《適用指針設例 A-1》

◆確定給付企業年金の一部を過去分から確定拠出年金制度へ移行する例

(年金財政上の積立不足はないと仮定)



【必要な仕訳】

①退職給付債務の減少に伴う処理

退職給付引当金 80 / 退職給付費用（終了損益） 80

②未認識項目の移行時の処理

退職給付費用（終了損益） 56 / 退職給付引当金 56

特別損益として計上
24（益）
= 80 - 56

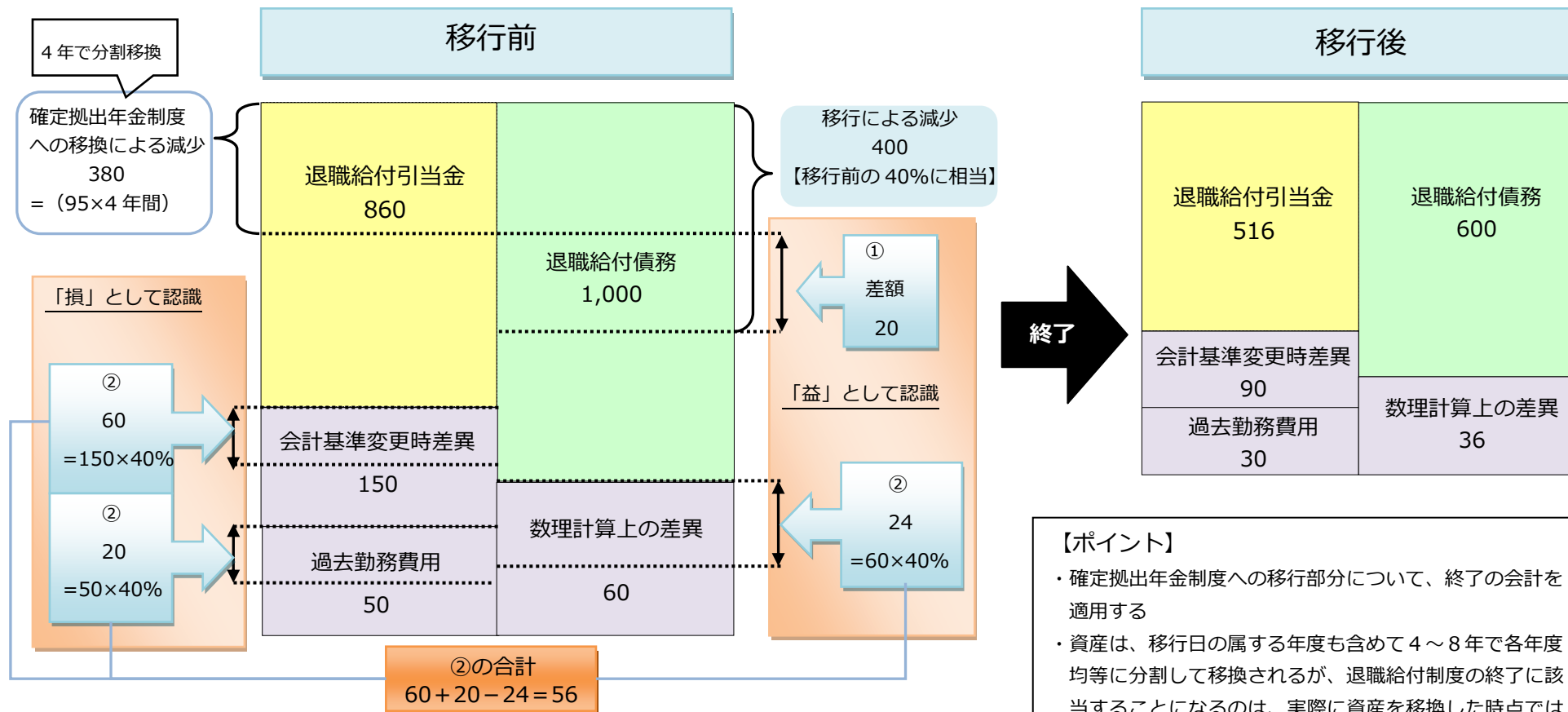
【ポイント】

- ・確定拠出年金制度への移行部分について、終了の会計を適用する
- ・未認識項目のうち、終了部分に対応する額は、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定する

4. ケーススタディ：①確定拠出年金制度への移行

b. 退職一時金制度から過去分も含めて移行する場合

《適用指針設例A－2》



【ポイント】

- ・ 確定拠出年金制度への移行部分について、終了の会計を適用する
- ・ 資産は、移行日の属する年度も含めて4～8年で各年度均等に分割して移換されるが、退職給付制度の終了に該当することになるのは、実際に資産を移換した時点ではなく、移換額が確定した時点である。会計処理上は、移換額確定時点で移換額（総額）を退職給付引当金から取崩し、実際に移換が行なわれるまでは未払金として計上することになる

【必要な仕訳】

①退職給付債務の減少に伴う処理

退職給付引当金	380	現金預金	95
		未払金	285
退職給付引当金	20	退職給付費用（終了損益）	20

②未認識項目の移行時の処理

退職給付費用（終了損益）	56	退職給付引当金	56
--------------	----	---------	----

特別損益として計上

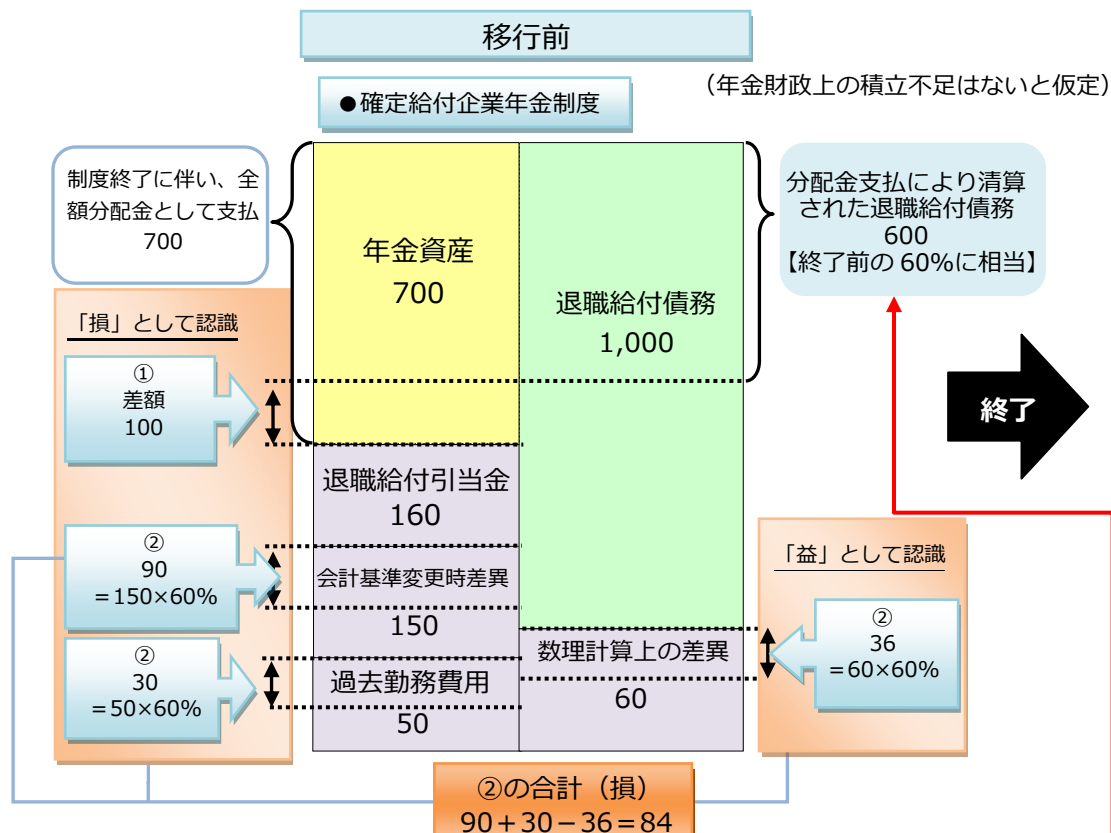
$$36 \text{ (損)}$$

$$= -20 + 56$$

4. ケーススタディ：②確定給付型の退職給付制度間の移行

a. 支払等を伴う場合 ≪適用指針設例B－1≫

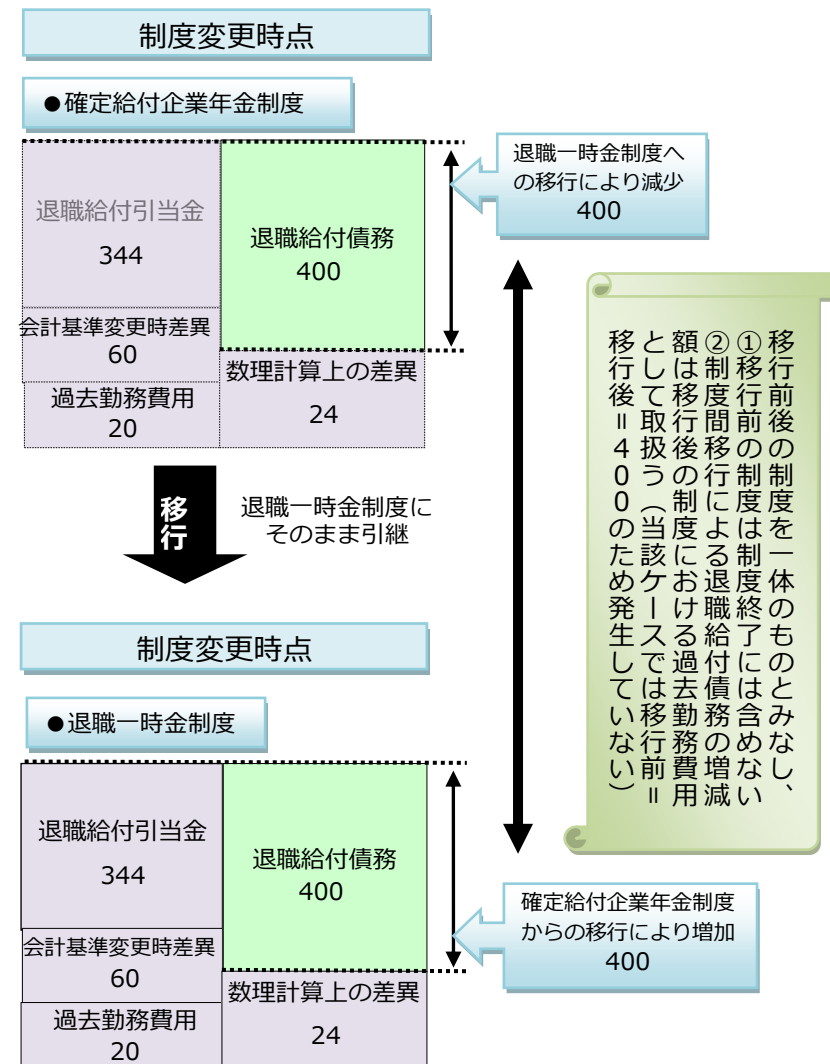
◆確定給付企業年金を終了→年金資産を全て分配し、未積立部分については退職一時金制度に移行



減少した退職給付債務に対応する部分について、終了の会計処理が必要 (一部終了と認識)

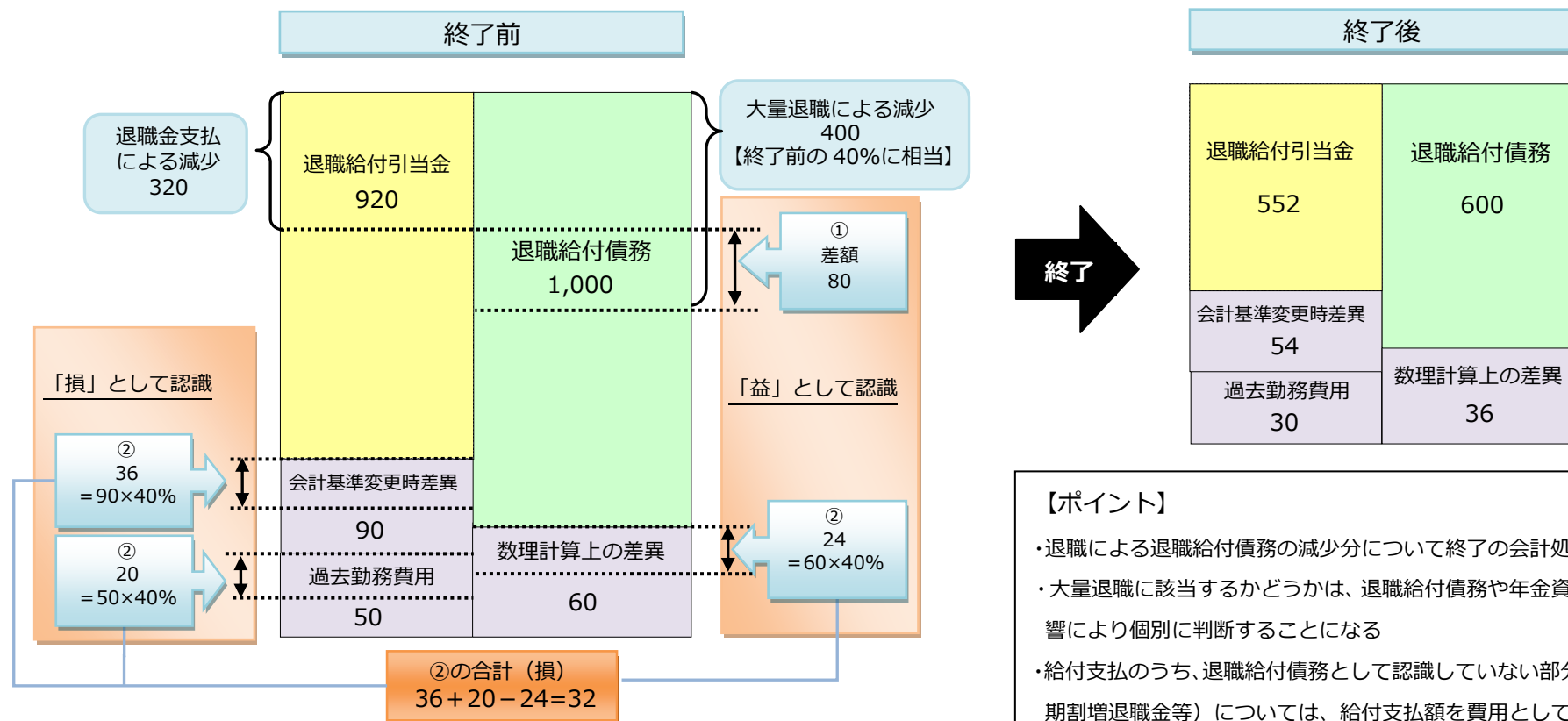
【必要な仕訳】

①退職給付債務の減少に伴う処理				特別損益として計上
退職給付費用 (終了損益)	100	/	退職給付引当金	100
				184 (損)
②未認識項目の移行時の処理				= 100 + 84
退職給付費用 (終了損益)	84	/	退職給付引当金	84



4. ケーススタディ：③大量退職の会計処理

◆通常の退職率をはるかに超える退職があり、それが適用指針上の「大量退職」に該当する場合の例 ‹適用指針設例C›



【ポイント】

- ・退職による退職給付債務の減少分について終了の会計処理を適用する
- ・大量退職に該当するかどうかは、退職給付債務や年金資産に与える影響により個別に判断することになる
- ・給付支払のうち、退職給付債務として認識していない部分の退職金（早期割増退職金等）については、給付支払額を費用として処理する（その部分については退職給付引当金からの取崩しを行なわない）
- ・大量退職の結果、平均残存勤務期間が短縮または延長し、これに伴って従来の費用処理期間を変更する必要がある場合には、退職給付に関する会計基準の適用指針第40項に従い処理する

【必要な仕訳】

①退職給付債務の減少に伴う処理

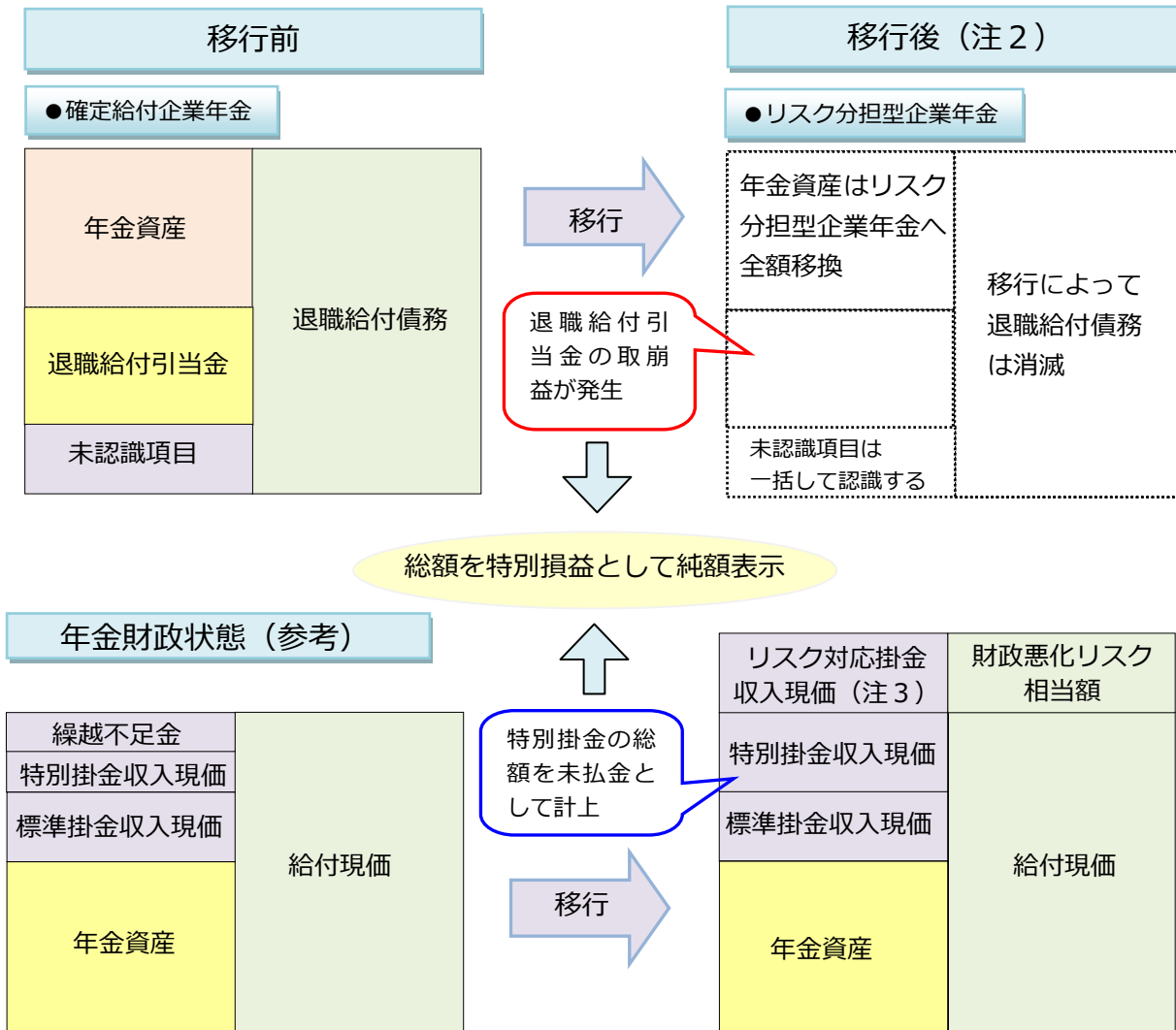
退職給付引当金	400	／	現金預金	320	特別損益として計上
			退職給付費用（終了損益）	80	48（益）
					= 80 - 32

②未認識項目の大量退職時の処理

退職給付費用（終了損益）	32	／	退職給付引当金	32
--------------	----	---	---------	----

4. ケーススタディ：④リスク分担型企业年金への移行

- ・確定拠出型に分類されるリスク分担型企业年金への移行は、退職給付制度の終了に該当
- ・終了の会計処理に加えて、特別掛金の総額を未払金として計上（注1）



（注1）特別掛金の総額は制度の導入時に既に生じた積立不足に対応するものであり、制度の導入時に総額を費用計上し、対応する負債が計上される。なお、特別掛金の総額は年金財政上の特別掛金収入現価とは異なり、割引前の金額となる。

（注2）ここでは退職給付制度をすべてリスク分担型企业年金に移行させる前提としている。退職給付制度の一部をリスク分担型企业年金に移行させる場合には、退職給付債務・年金資産・未認識項目のうち、移行に係る分について終了の会計処理を行なう。

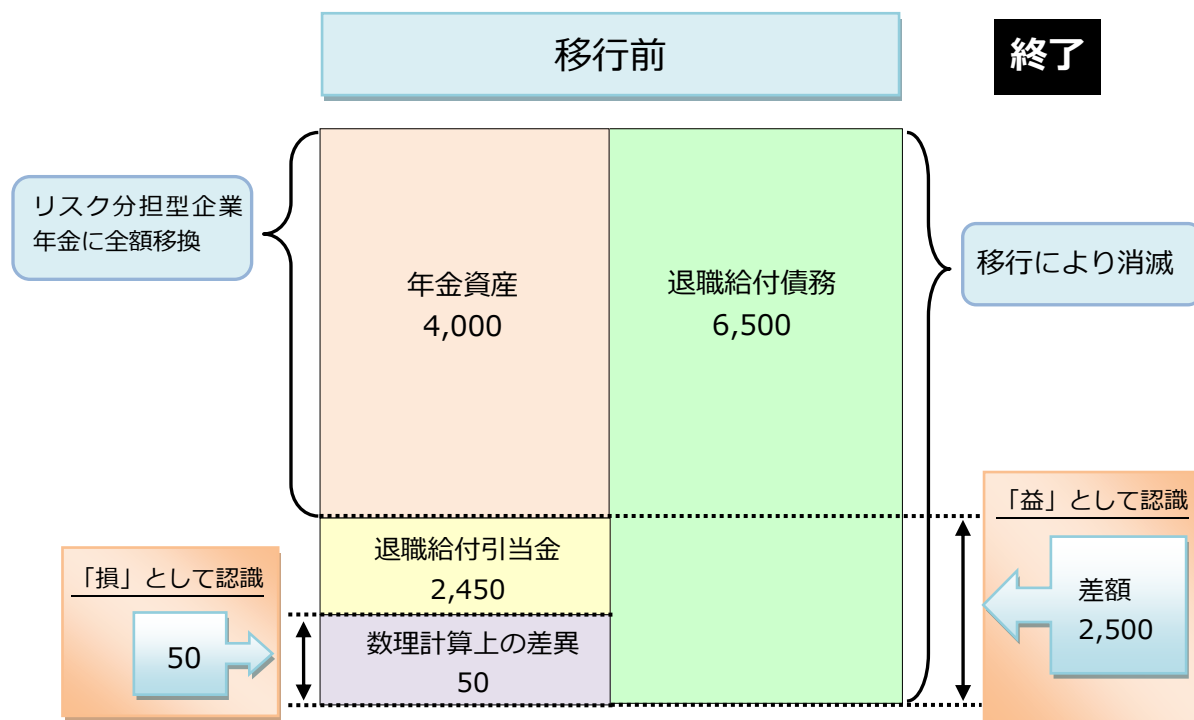
（注3）翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金額およびその拠出に関する残存年数を注記する必要がある。

4. ケーススタディ：④リスク分担型企業年金への移行

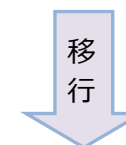
a. 特別掛金が設定されていない場合 「実務対応報告第33号 設例1」

◆確定給付企業年金から確定拠出型に分類されるリスク分担型企業年金へ全部移行する例

年金財政状態（参考）



標準掛金収入現価 2,000	給付現価 6,000
年金資産 4,000	



リスク対応掛金収入現価 2,000	財政悪化リスク相当額 2,000
標準掛金収入現価 2,000	給付現価 6,000
年金資産 4,000	

リスク対応掛金未拠出額（割引前） 2,280

【必要な仕訳】

①退職給付制度の終了に伴う処理

退職給付引当金 2,500 / 退職給付費用（終了損益） 2,500

②未認識項目の移行時の処理

退職給付費用（終了損益） 50 / 退職給付引当金 50

特別損益として計上

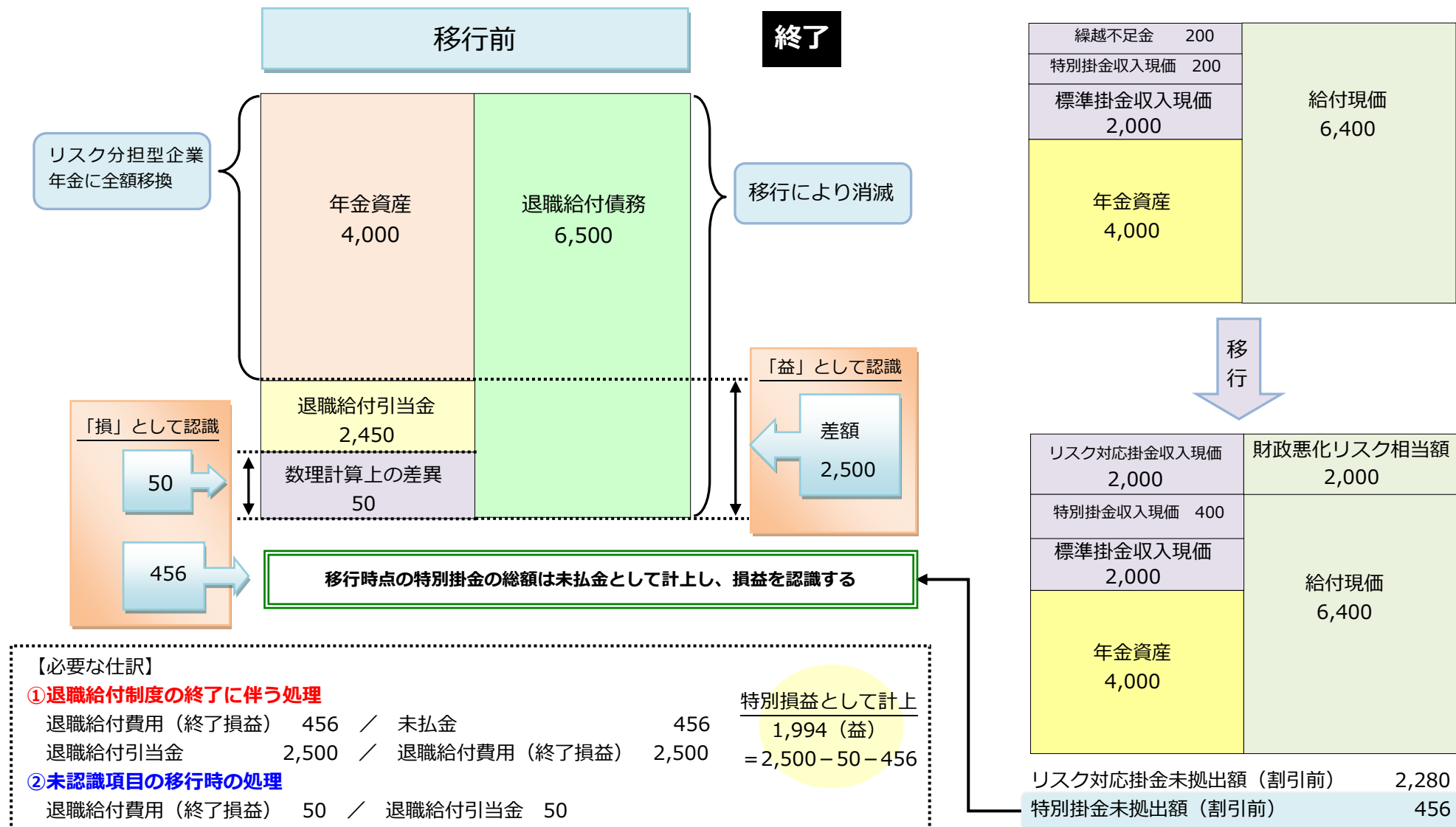
2,450（益）

= 2,500 - 50

4. ケーススタディ：④リスク分担型企業年金への移行

b. 特別掛金が設定されている場合 「実務対応報告第33号 設例2」

◆確定給付企業年金から確定拠出型に分類されるリスク分担型企業年金へ全部移行する例



【必要な仕訳】

①退職給付制度の終了に伴う処理

退職給付費用（終了損益）	456	／	未払金	456	
退職給付引当金	2,500	／	退職給付費用（終了損益）	2,500	

②未認識項目の移行時の処理

退職給付費用（終了損益）	50	／	退職給付引当金	50	
--------------	----	---	---------	----	--

移行

繰越不足金 200 特別掛金収入現価 200 標準掛金収入現価 2,000 年金資産 4,000	給付現価 6,400
---	---------------

↓

リスク対応掛金収入現価 2,000 特別掛金収入現価 400 標準掛金収入現価 2,000 年金資産 4,000	財政悪化リスク相当額 2,000 給付現価 6,400
---	--------------------------------

リスク対応掛金未拠出額（割引前）	2,280
特別掛金未拠出額（割引前）	456

「益」として認識

特別損益として計上
 1,994（益）
 = 2,500 - 50 - 456